

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

2 基本的な考え方

教師が生徒・保護者とともに、人権を擁護し、学校におけるいじめ防止、早期発見、対処、相談・指導体制づくりを推進し、組織的に対応するために、本基本方針を策定する。

※ 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、**学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む**とともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、**適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する**。（同法 第八条）

3 いじめ対策委員会

- ① **目的** 本方針に定める、いじめに対する取組の計画及び実践を検証し、次年度の計画等の改善を図る。
また、いじめが確認された場合の具体的な対応の中核的役割を担う。
- ② **構成員** 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健相談主任、生徒会主任、各学年主任（3）
保健相談副主任、カウンセラー、養護教諭 ※SC、保護者代表、担任、部顧問等
※ 必要に応じて参加
- ③ **年間計画** 全体会 年間1回（6月）以上開催する。また、必要に応じて校長が召集する。
校内会 年間2回（9月・1月）以上開催する。また、いじめに関する案件が発生した場合は、迅速に開催し、その対応にあたる。

4 育友会及び関係機関との連携

- ①育友会には、本方針に定める取組等について定期的に報告すると共に、いじめ対策委員会（全体会）に代表者の参加を依頼し、保護者としての意見等を提示していただく。
- ②その他の関係機関とは、情報を提供（個人情報には留意する）した上で助言・支援を依頼する等の連携を常に視野に入れておく。

5 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

本校では、(2)に示す「具体的な取組」を進め、いじめを抑止し人権を尊重する校風の醸成を図る。

(2) 具体的な取組

<教職員の取組>

- ・学校指導体制の確立と周知及び関係機関との連携
 - ※基本方針・危機管理マニュアル・「南高『学舎』創造宣言」の作成及び関係者周知
- ・教師の意識向上及び共通理解と指導力向上
 - ※（「いじめは絶対許さない」、人権教育の充実、定期的な校内研修）
- ・学校基本方針に係る取組評価
 - ※学校において、基本方針に基づく取組の実施状況確認と評価・改善

<生徒への取組>

- ・子どもの道徳性及び自己肯定感の育成
 - ※「心キラッと南高旬間」等による『思いやりの心』の育成・専門家（SC等）講話
 - ※生徒の主体性を尊重する学校行事の設定・推進
- ・特に配慮が必要な生徒に対する支援
 - ※特別な配慮や支援が必要な生徒に対する支援の方向性の確立と共通理解
（発達障害を含む障害がある生徒・帰国生徒・外国人生徒・性に係る配慮生徒など）

<保護者への取組>

- ・学校いじめ対策基本方針を周知し、学校や保護者の責任等を明確にするとともに関係者の理解を得る
（入学時・年度初め・ホームページ・育友会総会など）
- ・いじめ問題等について協議する機会を設定する（いじめ対策委員会 [全体会]・保護者向けリーフレット）

6 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

教師がいじめの早期発見のため、生徒たちの小さな変化や危険信号を見逃さないよう注意するとともに、生徒たちに関する情報交換を日常的に行う。あわせて、アンケート及び各種面談を定期的に行うことで、全体として、いじめを早期発見する体制をより一層強める。

(2) 具体的な取組

<教職員の取組>

- ・生徒観察（SHR・授業での観察、出欠確認、学級日誌でのやりとり）
- ・教師間の情報共有（各学年の担任会、保健相談部会：各週に1回設定、職員会議）
- ・各種面談の設定（面談週間（年間2回）、三者面談（年間2回））
- ・定期的なアンケート（年間3回）
- ・データの記録、管理（生徒理解支援シート、引継ぎシート、個別の教育支援計画・指導計画、教務・教育相談日誌）

<生徒への取組>

- ・教育相談（学級担任等によるタイムリーな相談、保健室・教育相談室での相談等）
- ・各種相談窓口等の周知（ホームページ・保健だより・HR・各種集会）

<保護者への取組>

- ・生徒観察情報の連絡（学校生活及び家庭生活情報の共有）

(3) 年間計画

- ・面談（二者面談4月 三者面談7月・12月）
- ・いじめ・悩みアンケート調査（5月・9月・1月）

7 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめに関する事案が発生した場合、校長の指示のもと、いじめ対策委員会を中心に、全教職員による協力体制を構築し、事案の解決に向けて慎重かつ迅速に対応する。その際、被害生徒のケアを第一とし、プライバシーに配慮した上で保護者と協力し、必要があれば関係機関と連携する。

また、いじめの解消については「行為が止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」を要件とし、いじめの行為の停止状況については3カ月を目安とする。万が一、重大事態が発生した場合は、「長崎県いじめ防止基本方針」に定める「重大事態への対応」に従い、適切に対応する。

※ 重大事態の定義および対処

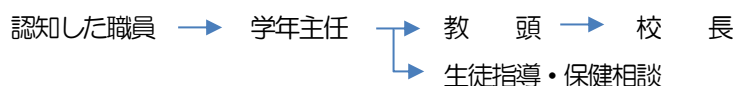
学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（同法 第二十八条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 具体的な取組

<教職員の取組>

- ・いじめを発見した場合



上記の形で迅速に連絡し、情報の把握・整理した上で、「いじめ対策委員会」を開催するなど、校長の指示のもと事案に対して組織的に対応する。

- ・重大事態の場合は、速やかに「いじめ対策委員会」を開催するとともに、県教育委員会とも連携をして、事実関係の明確化のための調査を行う。
 - ・いじめを行った生徒には、いじめは決して許されないという毅然とした姿勢で指導する。
- また、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。

<生徒への取組>

- ・いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒に対して、学校全体で心遣いや不安を取り除き、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。
- ・いじめを行った生徒に対しても、指導後に安心して学校生活を送ることができるよう支援する。
- ・いじめが行われている環境において「観衆」「傍観者」の中から「仲裁者」が現れることや、誰かに相談する勇気を持つよう指導する。

<保護者への取組>

- ・いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者には、個人情報に配慮しつつ事実関係を丁寧に報告し、事案の解決のために連携して対応する。

※ いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm

長崎県いじめ防止基本方針（平成29年7月）長崎県・長崎県教育委員会

<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/shared/uploads/2017/07/1501152860.pdf>